

令和7年4月30日

各位

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智
(公印省略)

「令和7年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記のとおり募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名 令和7年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）

2. 業務委託期間 契約締結日～令和8年2月16日（月）

3. 主な業務委託内容

- (1) タイ・バンコクにて開催される泰日交流イベントへの出展（B to C）
- (2) 北海道観光セミナーの開催（B to B）
- (3) セールスコール（現地旅行会社訪問）の実施
- (4) インフルエンサー対象のFAMトリップの実施
- (5) メディアプロモーションの実施（B to C）

4. 事業費（上限） 12,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 今後のスケジュール（予定）

- 4月30日（水） 公示、観光機構WEBサイト掲載
- 5月14日（水） 企画提案参加表明締切
- 5月28日（水） 企画提案書の提出期限
- 6月上旬 企画提案の審査、委託事業者決定
- 6月中旬 契約締結、業務開始

6. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は、5月16日（金）12時までメールにて受け付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【お問い合わせ】公益社団法人北海道観光機構 事業企画本部・プロモーション部

担当：角・杉山

e-mail：t_sumi@visithkd.or.jp go_sugiyama@visithkd.or.jp

以上

**「令和 7 年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」
に係る企画提案募集要項（指示書）**

1. 目的

公益社団法人北海道観光機構は 2024 年 6 月に発表したグランドデザインにて「2030 年度に総観光消費額 3 兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人観光客数の更なる増加が必須である。

一方で、一部の時期・地域において発生しているオーバーツーリズムについて考慮した事業推進も必要である。

本事業では東南アジア諸国の中でも来道シェア、リピーター率、訪日意欲が高いタイ市場に向けて、最新の北海道観光情報を発信し、更なる来道者数を獲得することで、タイー新千歳空港間の定期運航便の継続運航やタイからの新規路線就航に繋げるとともに、グリーンシーズンの北海道の魅力を発信することで、一年を通じて来道者を増加させることを目的とする。

2. 事業実施主体及び、事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案募集条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び、単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 北海道内に本・支店等を有する次のいずれかに該当する者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員の内、1 者以上が北海道内に本・支店を有する場合は可とする。

（コンソーシアムの場合には、別途協定書を提出すること。）

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は、暴力団関係事業者には該当しない者であること。

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は、他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他、同条第 2 号に規定する暴力団又は、暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて、価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限）

12,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日～令和8年2月16日（月）

(1) 業務スケジュール

4月30日（水） 公示、観光機構WEBサイト掲載

5月14日（水） 企画提案参加表明締切

5月28日（水） 企画提案書の提出期限

6月上旬 企画提案の審査、委託事業者決定

6月中旬 契約締結、業務開始

※日程については、変更となる場合がある為、その都度確認すること。

(2) 業務完了日

令和8年2月16日（月）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務を含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払い請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

観光機構が推進する「ガストロノミーツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」「Adventure Travel(AT)」のテーマ別観光を取り入れ、対象市場での北海道の認知度向上、北海道への誘客に結び付ける為の提案をすること。

(1) タイ・バンコクにて開催される泰日交流イベントへの出展（BtoC）

出展先：第17回ビジット・ジャパンF I Tフェア（仮称）

出展目的：タイにおける訪日観光に特化した最大規模のイベントに出展し、具体的に訪日を検討するタイの一般消費者へ直接情報提供することで、北海道の認知度向上及び誘客増を図る。

開催時期：2025年11月21日（金）～11月23日（日）（予定）

開催地：タイ バンコク

主催者：J N T Oバンコク

開催内容：バンコク市内特設会場における北海道観光ブース出展

U R L : nf20250214_1.pdf

ア 出展費用について

① 一切の費用（出展料・参加費を含む）を見積りに計上すること。

② 出展申し込みは観光機構で行うが、出展料・参加費については、本事業費で支払うこと。

イ ブース設営及び撤収について

① 出展ブースは4小間以上（土間渡し 参考：昨年サイズ1小間：W3,000mm×D2,000mm×H2,500mm）または、それに準ずるスペースを確保すること。

② 出展にあたり「7. 業務委託内容（企画提案事項）」の冒頭に記載している4つのテーマに沿ったプロモーションとすることに加え、グリーンシーズンに訴求効果の高い企画とすること。

- ③ コンセプト、デザイン、レイアウトなどについて、具体的に提案し、観光機構と協議の上決定すること。
- ④ ブースデザインは共同出展者の地域に配慮すること。また、共同出展者のPRスペースを確保すること。
- ⑤ ブース内には北海道内のアクセスや道内の主なコンテンツを掲載したパネルを制作すること。
- ⑥ F I T旅客用のモデルコースを季節毎に4コース以上作成すること。またグリーンシーズンに特化した北海道の楽しみ方の資料を作成し、QRコードなどでダウンロード可能とするほか、別途、卓上での案内に活用できるように印刷物でも必要部数を用意し、来場者に配布すること。

ウ 追加備品について

- ① 追加に必要な備品に係る一切の手配、支払いなどを実施し、費用は本事業に含めること。
- ② ブース内にモニターを設置し、観光機構及び共同出展者が提供するプロモーション映像を常時放映すること。
- ③ 来場者からの質問、相談に対応する際にその場で情報確認、検索などが可能となるよう、PCまたはタブレットを2台以上用意し、インターネット接続環境を整えること。

エ 観光機構、共同出展者が提供する観光資料・ノベルティを集約し、会場への発送、ブースでの配布など一切の作業を実施すること。なお、配送に係る費用について60万円を上限に見積りに含めること。

オ 出展者用パスについては、出展料に含まれる基本枚数以外については、必要な枚数を手配し、手配に要する経費は本事業に含めること。

カ ブース運営について

- ① 運営スタッフは、北海道観光の知見を有し、観光情報に精通した人員及び通訳を必要数確保して配置すること。
- ② 会場内メインステージで北海道のPR企画及び運営を行うこと。内容については、提案により示すこと。

例) 本事業で招へいするインフルエンサーをゲストスピーカーとするトークショーなどを実施すること。今年度の招へい者が手配出来ない場合には、過去に招へい実績のあるインフルエンサーを検討する。

- ③ 来場者にWebによるアンケートを実施すること。設問については、機構と協議の上決定し、結果について集約及び分析を行い、日本語で報告書にまとめること。
- ④ イベント時に撮影した画像・動画は観光機構の著作権とし、イベント終了後の報告書とともに提出すること。
- ⑤ ブース内に可能な限りストックスペースを設けること。(施錠可能であることが望ましい)

キ 共同出展者対応事務局の運営について

共同出展者については、観光機構が募集することとし、申込受付など共同出展に係る一切の業務は、受託事業者が事務局を設置して対応すること。また、イベントに係る現地情報や、主催者から提供される情報やサービスなど、イベント出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜情報を提供するほか、当日の運営について共同出展者が理解できるよう、出展マニュアルを作成、提供すること。なお、共同出展者から要望があった場合には、専任通訳を手配すること。
(共同出展者の旅費は各団体の個人負担とする、専任通訳の手配費用は共同出展者へ直接請求すること。)

(2) 北海道観光セミナーの開催（BtoB）

訪日旅行を取り扱う現地旅行事業者及びメディアなどを招へいし、北海道のPR及びセールスに結び付ける為の取り組みを行う。

開催時期：第17回ビジット・ジャパンFITフェア（仮称）の前後で調整すること

実施都市：バンコク

招へい者：25社25名以上

対象者：旅行会社、航空会社、日本政府観光局バンコク事務所、在タイ王国日本大使館など

特記事項：上記(1)にて観光機構と共同出展する自治体、事業者などに募集案内を行う予定とするが、参加費用については別途徴収することとする。

ア 参加者の招へいにあたっては、観光機構と協議の上人選を決定すること。

イ 当日の司会者の選定については、日本語でのコミュニケーションが可能で開催地の言語により司会進行が可能な者を選定すること。

ウ プレゼンターの選定にあたっては、北海道観光における知見や知識を有しているものが望ましい。最新の情報発信の観点から、7-(4)で招へいしたインフルエンサーなどをゲストスピーカーとして迎えるなどの工夫をすること。

エ セミナーに使用するプレゼン資料については、タイ語にて各市場動向を反映させた内容とする。また、観光機構が推進する「ガストロノミーツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」「Adventure Travel(AT)」のテーマ別観光及びグリーンシーズンに特化した内容を取り入れること。

オ 作成したプレゼン資料や旅行商品造成・販売に必要な二次使用が可能な画像データなどをデジタルツールに格納し、セミナー参加者に提供し、商品造成や情報発信を促すこと。

カ 北海道の銘菓などをセミナー会場で提供し、誘客促進に繋がる工夫を行うこと。

(3) セールスコール（現地旅行会社訪問）の実施

イベント出展にあわせて主要旅行会社へのセールスコールを実施する。

実施時期：第17回ビジット・ジャパンFITフェア（仮称）の前後で調整すること

実施都市：① バンコク 希望により共同出展者代表各1名を帯同する

② チェンマイ 観光機構単体で実施する

訪問件数：① 4社以上

② 2社以上

ア 訪問会社の選定にあたっては、観光機構と協議の上訪問先を決定すること。

イ 通訳が可能な者を同行させ、円滑な聞き取り調査及び意見交換を実現させること。

ウ 7-(2)-オ で作成したプレゼン資料を抜粋し、観光資料として活用すること。

エ 訪問会社への記念品を手配し、事業費に含めること。

(4) インフルエンサー対象のFAMトリップの実施

インフルエンサーの招へい

ア 対象層：モダンラグジュアリー層

イ 実施時期：令和7年7月～11月

ウ 招へい者：トップインフルエンサー 2名以上

- ① 招へい者の選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議の上決定すること。
- ② 原則としてタイより招へいするが、タイ国において訴求力の高い日本国内在住者（北海道在住を除く）のインフルエンサーがいる場合、1名は日本国内在住者の提案を可能とする。
- ③ 提案したインフルエンサーについて、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

エ 招へいコースの企画、運営、調整、手配

- ① 北海道内4泊5日以上行程とすること。
- ② 取材エリアは道東・十勝エリアとすること。
- ③ 招へい行程については、個人旅行者目線で作成し、「知られざる自然・季節の景色」や「本物の体験」、「北海道の新たな魅力」、「ガストロノミー・美食の旅」、「ナイトタイムエコノミー」などの取材を盛り込むこと。なお、招へい行程では、一部公共交通機関を利用し、二次交通利用の活性化について情報発信を促すこと。招へい行程については、観光機構と協議の上決定すること。
- ④ 招へいに係る航空券、宿泊、食事、交通手段、旅行保険、添乗員などの一切の手配を行うこと。なお、ターゲット層を意識した「上質な宿・食事」を提供することを必須とする。また、添乗員は、語学力だけではなく、北海道観光に関する知見を有することを必須とする。

オ 配信について

- ① 配信方法や、配信回数、配信内容について、可能な限り明確に提案し、二次交通情報の発信を必ず入れること。
- ② 記事配信のリーチ数やPV数、動画配信の再生数などの成果指標を設定し、それぞれのKPIを示すこと。

(5) メディアプロモーションの実施（B to C）

北海道の認知度向上及び興味喚起を図るため、タイ人が旅行情報を検索する際に利用するSNSやデジタルメディアなどをリサーチし、北海道観光情報を配信する。

ア 対象層：海外（訪日）旅行及び日本への興味関心層

イ 選定方法：配信メディアの選定について、選定のプロセスとその考え方などを、簡潔明瞭に記載すること。

ウ 配信手法・掲載本数・内容

- ① グリーンシーズンの北海道の興味喚起を目的とした記事を1本以上制作することを必須とし、そのほかのテーマや季節については提案とする。掲載予定記事のテーマ、ボリュームなどについて、可能な限り明確に提案すること。
- ② 記事内容については、観光機構と協議の上決定すること。
- ③ 教科書的なスポット紹介だけではなく、実際に北海道への来訪意欲が掻き立てられる内容の記事とすること。
- ④ 記事作成の際には、受託事業者が情報や画像の収集、記事作成、掲載を行うこと。
- ⑤ 掲載記事について、受託事業者がトランスクリプションを行い、正確且つ自然な表現とすること。

⑥ 配信した記事のPV数を拡大するため、広告などの拡散施策を実施すること。

(6) (1)～(5)を除く、更なる宣伝効果や認知度向上及び誘客に効果が期待できる企画、本事業をより効果的に実施するための施策、その他、効果的と思われる企画や広告宣伝など、委託上限額の範囲内で実施可能なものがあれば自由にご提案ください。

(7) K P I

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 泰日交流イベントアンケート回収数 | <u>800件以上</u> |
| ② バンコクでのセミナー招へい者数 | <u>25社25名以上</u> |
| ③ セールスコール訪問社数 | <u>バンコク4社以上 チェンマイ2社以上</u> |
| ④ インフルエンサーによる情報発信 | <u>数値指数を提案すること</u> |
| ⑤ メディアプロモーション（BtoC） | <u>数値化指標を提案すること</u> |

(8) 事業報告と権利関係の整理について

① 中間報告書

委託事業者及び観光機構双方の求めに応じて不定期で事業実施状況などの確認を行うこと。

② 事業完了報告

(ア) 令和7年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるように報告書を作成すること。

(イ) 令和7年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感及び令和8年度以降に向けた取組提案等を含めること。

(ウ) 日本語でA4版、両面印刷で100ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日までに完成したものを提出すること。

(エ) 報告書は、イベント写真や個人情報を含む全体報告書と個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。

全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデーを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

③ 権利関係の整理

作成したプレゼン資料や商談資料などについて、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

④ USBメモリー1部（上記①～③を格納）を事業完了報告とともに提出すること。

(9) 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び、構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等、必要事項を記載の上、メールにて参加表明すること。

(1) 表明期限 令和7年5月14日（水）12時

(2) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 プロモーション部

担 当：角・杉山

e-mail：t_sumi@visithkd.or.jp go_sugiyama@visithkd.or.jp

9. 企画提案書及び、見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方の他、下記の事項について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、タイでの観光プロモーション、海外旅行博の出展実績等について、過去2年分を記載すること。ただし、観光機構事業の実績を含めないこと。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、当該担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部にのみ記載し、残りについては「A」「B」等といった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託事業開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構職員の旅費は積算に含まない。

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式はA4版、両面印刷で50ページ以内とする。但し、全体のイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 6部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部
担当：角又は杉山 宛
- (3) 提出期限 令和7年5月28日（水）12時 ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または、郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則上位3社をヒアリングの

対象とします。

- (3) ヒアリングの日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については、認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとし、オンライン形式での参加者がいる場合には、最大で4名までとする。(オンライン形式のみでの参加は不可とする)

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進につながる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールをなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまでに取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データの納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため、留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び、技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務：を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及び、プロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公平性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び、通貨は、日本語及び、日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者

及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本
コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰
すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとす
る。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員
が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員
は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年
度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソ
ーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印
の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地) (名 称) (代表者)	⑥
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	⑥
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	⑥

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。
上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。
また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。
なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____ 円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。